



栃木県公報

平成26年
5月27日(火)
第2583号

目次

告示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示の一部改正..... 471
- 公の施設の使用料の徴収事務の委託..... 472
- 保安林の解除..... 472
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 472
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定..... 473
- 地籍調査の成果の認証..... 473
- 指定管理者の指定に係る変更..... 473

公告

- 県営土地改良事業に係る換地処分..... 474
- 建設業者の監督処分..... 474
- 公共測量の終了..... 475

調達等公告

- 入札公告（特定調達公告）..... 475

告示

栃木県告示第百五十五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示（平成四年栃木県告示第四百十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年五月二十七日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十六年五月二十七日

栃木県知事 福田 富一

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、三〇八円	一三、〇四〇円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇二四円	一三、〇四〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一一元	一三、四四七円
三十歳以上三十五歳未満	六、一〇四円	一六、二八一円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二四円	一八、八三四円
四十歳以上四十五歳未満	六、六〇一元	二一、七八四円
四十五歳以上五十歳未満	六、七〇八円	二四、五三三円
五十歳以上五十五歳未満	六、三七五円	二五、三七六円
五十五歳以上六十歳未満	五、九二三元	二四、一四四円

六十歳以上七十歳未満	四、七三三〇円	一、九〇一、四七五円
七十五歳以上九十歳未満	三、九三三〇円	一、五〇〇、〇〇一円
九十歳以上	三、九三三〇円	一、三三〇、〇〇〇円

(職員総務課)

栃木県告示第256号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり公の施設の使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 5月27日

栃木県知事 福 田 富 一

公の施設 の 名 称	委 託 を 受 け た 者		委 託 事 務 の 内 容	委 託 期 間	所 管 課
	主たる事務所の 所 在 地	名 称			
とちぎ生きがいきがいきセンター	宇都宮市駒生町 3337番地 1	社会福祉法人とちぎ健康福祉協会	とちぎ生きがいきセンター設置、管理及び使用料条例（平成8年栃木県条例第29号）第6条に規定する使用料の徴収事務	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	保健福祉部 高齢対策課
とちぎ明治の森記念館	那須塩原市共墾社108番地 2	那須塩原市	とちぎ明治の森記念館条例（平成11年栃木県条例第4号）第2条に規定する観覧料の徴収事務	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	県土整備部 道路保全課
栃木県グリーンスタジアム	宇都宮市不動前1丁目3番14号	北関東総合警備保障株式会社	栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例（平成5年栃木県条例第4号）第10条に規定する使用料の徴収事務	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	教育委員会事務局 スポーツ振興課

(行政改革推進室)

栃木県告示第257号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次の森林について、保安林の指定を解除する。

平成26年 5月27日

栃木県知事 福 田 富 一

- 解除に係る保安林の所在場所
日光市湯西川字橋立2110-2・字マグロウミネ2113（以上の2筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第258号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同

法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成26年5月27日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名 称	所 在 地		
0970802005	医療法人博愛会 理事長 杉村 茂子	ショートステイゆ う愛	小山市神鳥谷五丁目 12番13号	平成26年 5月1日	短期入所生 活介護
0970802013	医療法人博愛会 理事長 杉村 茂子	介護付有料老人 ホームゆう愛	小山市神鳥谷五丁目 12番13号	平成26年 5月1日	特定施設入 居者生活介 護

栃木県告示第259号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成26年5月27日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名 称	所 在 地		
0970802005	医療法人博愛会 理事長 杉村 茂子	ショートステイゆ う愛	小山市神鳥谷五丁目 12番13号	平成26年 5月1日	介護予防短 期入所生活 介護
0970802013	医療法人博愛会 理事長 杉村 茂子	介護付有料老人 ホームゆう愛	小山市神鳥谷五丁目 12番13号	平成26年 5月1日	介護予防特 定施設入居 者生活介護

(高齢対策課)

栃木県告示第260号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年5月27日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った者 の 名 称	調 査 区 域	成 果 の 名 称	認 証 年 月 日
宇都宮市	宇都宮市板戸町の一部	宇都宮市板戸町の一部（板戸Ⅲ地区）の 地籍図及び地籍簿	平成26年5月12日
宇都宮市	宇都宮市宝井町、上田原 町及び相野沢町の各一部	宇都宮市宝井町、上田原町及び相野沢町 の各一部（宝井Ⅰ地区）の地籍図及び地 籍簿	平成26年5月12日
塩谷町	塩谷町大字船生の一部	塩谷町大字船生の一部（合柄橋Ⅰ地区） の地籍図及び地籍簿	平成26年5月12日

(農村振興課)

栃木県告示第261号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第7条の規定により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第8条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月27日

栃木県知事 福田 富一

施設の名 称	指定管理者の名称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日
栃木県体育館	公益財団法人栃木 県体育協会	指定管理者の 代表者の氏名	理事長 石 崎 均	理事長 小 林 一 巳	平成26年 4月1日
栃木県立日光霧降 アイスアリーナ	一般財団法人日光 市公共施設振興公 社	指定管理者の 代表者の氏名	代表理事 星 野 寛 治	代表理事 齋 藤 智 明	平成26年 4月1日

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

公 告

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営上奈良部地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成26年5月27日

栃木県知事 福田 富一

- 1 換地処分の年月日
平成26年5月12日
- 2 換地処分の内容
平成26年2月12日付け栃木県告示第57号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)

○建設業者の監督処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月27日

栃木県知事 福田 富一

- 1 処分をした年月日
平成26年5月19日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社高木組
市貝町大字市塙5190番地2
代表取締役 高木 規至
栃木県知事許可（般-24）第18173号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部
 - (2) 停止を命ずる期間
平成26年5月28日から同月30日までの3日間

4 処分の原因となった事実

有限会社高木組及び同社の従業員2名が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、平成26年3月19日、宇都宮地方裁判所において、同社を罰金300万円に、同従業員2名をそれぞれ懲役2年6月執行猶予4年、懲役1年6月執行猶予3年に処する旨の判決を受け、これが確定したこと（建設業法第28条第1項第3号該当）。

○公共測量の終了

平成25年12月6日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、さくら市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成26年5月27日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

2 作業地域

さくら市

3 作業期間

平成25年12月1日から平成26年3月10日まで

（監理課）

調達等公告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年5月27日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 ロータリー除雪車（2.6m、220kW級）1台

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成27年3月20日

(4) 納入場所 栃木県日光土木事務所（栃木県日光市萩垣面2390-7）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「機械器具、車両類」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成26年7月14日から同月18日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 購入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されている者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県会計局会計管理課 契約指導・調達室 電話028-623-2091

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成26年5月27日から同年7月7日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成26年7月14日午前11時までに、(1)の場所に持参又は郵送により

提出すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 開札の日時及び場所 平成26年7月18日午前11時 栃木県会計局会計管理課入札室(栃木県庁東館3階・入札室1)

(4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成26年5月27日から同年7月8日までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 確認結果の通知 平成26年7月11日までに郵送する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に会計管理課で交付する仕様書に基づき作成した1の(1)の件名の納入物品仕様書を添付して、入札書の受領期限までに3の(1)に提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県県土整備部道路保全課長が、入札者の作成した1の(1)の件名の納入物品仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した1の(1)の件名の納入物品仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 1の(1)の件名の納入物品仕様書が、会計管理課で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

1 Rotary snow plow (2.6m class 220kW)

(2) Time and Date of bidding: 11:00 a.m., July 14, 2014

(3) Information is available at:

Supplies Section,

Accounting Management Division,

Accounting Bureau

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-2091

(会計局会計管理課)